

保存期間	3 年（令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで）
有効期間	3 年（令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで）

福 警 総 第 5 6 9 号

令 和 6 年 6 月 2 8 日

各部長
殿
各所属長

警察本部長

保有個人情報等の漏えい等が発生した場合の措置について（通達）

保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合の措置については、「保有個人情報等の漏えい等が発生した場合の措置について（通達）」（令和 5 年 4 月 1 9 日付け、福警総第 4 2 1 号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号）が改正されたこと等に伴い、内容を一部改正し、下記のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 用語の整理

本通達に係る用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）、「福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」（平成 1 8 年福岡県警察本部訓令第 7 号）等の規定のとおりであるが、適正な事務処理に資するため、下記のとおり用語を整理したので参考とされたい。

(1) 「保有個人情報」について

警察職員が、職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして、公文書に記録し保有しているものをいう。

(2) 「特定個人情報」について

個人番号（いわゆるマイナンバー）をその内容に含む個人情報をいう。

(3) 「要配慮個人情報」について

別添「要配慮個人情報一覧」を参照

例：犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、本人を被疑者として逮捕、捜索、差押え等
その他の刑事事件に関する手続が行われた事実

(4) 「本人への通知」（個人情報保護法第68条第2項）について

保有個人情報の漏えい等に係る当該保有個人情報の本人（例：警察職員の過失等により、
保有個人情報を漏えい等された本人）に対して、漏えい等が生じた旨を通知することをいう。

(5) 「漏えい」について

保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

例1：保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合

例2：保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合

なお、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当
しない。

(6) 「滅失」について

保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

例1：保有個人情報が記載された書類を誤って廃棄した場合

例2：保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等を警察署内部で紛失した場合

なお、保有個人情報の滅失に該当する事例であっても、その内容と同じ情報が他に保管さ
れている場合は、滅失に該当しない。

(7) 「毀損」について

保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、
内容を保ちつつも利用不能な状態になることをいう。

例1：保有個人情報の内容が改ざんされた場合

例2：暗号化された保有個人情報の復元キーを喪失し、復元できなくなった場合

例3：ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

なお、保有個人情報の毀損に該当する事例であっても、その内容と同じ情報が他に保管さ
れている場合は、毀損に該当しない。

(8) 漏えい等事案の発生の「おそれ」について

漏えい等事案の発生の「おそれ」については、その時点で判明している事実関係から漏え
い等が疑われるものの、漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

2 個人情報保護委員会への報告を要する事態が生じた場合の措置

(1) 個人情報保護法第68条第1項に規定する事態が生じた場合の措置

所属において、個人情報保護法第68条第1項に規定する個人情報保護委員会への報告を要する下記①～⑤の事態（以下「報告対象事態」という。）が生じたときは、別紙1「報告対象事態認知時の報告系統表」を参照の上、下記のとおり対応すること。

① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

例：収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

③ 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

例：不正アクセスにより保有個人情報（保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。）が漏えいした場合

④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑤ 条例要配慮個人情報（「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年福岡県条例第6号）第8条に規定する同和地区の所在地を含む記述等）が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ア 副総括個人情報管理者（総務部総務課長）への即報等

所属において、報告対象事態が生じたときは、被害の拡大等を防止するための必要な措置等を講じるとともに、当該所属の個人情報管理者（所属長）に直ちに報告し、当該所属が警察署の場合は副総括個人情報管理者及び本部主管課長に、本部所属（「福岡県警察の組織に関する訓令」（平成28年福岡県警察本部訓令第8号）第2条に規定する所属のうち警察署を除く所属をいう。）の場合は副総括個人情報管理者に、それぞれ即報した後、別紙2「保有個人情報漏えい等事案報告書」を作成し、提出すること。

なお、副総括個人情報管理者への即報及び別紙2の提出にあつては、総務部総務課情報公開室（以下「情報公開室」という。）を経由して行うこととし、本部主管課長への報告

要領につき、別途指示がある場合は、当該指示によることとすること。

イ 総括個人情報管理者等への報告（速報）

報告対象事態が生じた旨の報告を受けた副総括個人情報管理者又は本部主管課長は、総括個人情報管理者（総務部長）に対し、アの別紙2を活用の上、漏えい等事案の概要等を直ちに報告すること。

なお、漏えい等事案の内容に応じ、総括個人情報管理者への報告後、警察本部長への報告を行うこと。

ウ 警察庁への報告

漏えい等事案の概要等に係る警察庁への報告については、警察庁長官官房総務課への報告は副総括個人情報管理者が、警察庁主管課への報告は本部主管課長が、それぞれ直ちに行うこと。

エ 個人情報保護委員会への報告（速報）

個人情報保護委員会への報告（速報）は、報告対象事態を知った時点から、概ね3～5日以内（知った時点を含む。以下同じ。）に、副総括個人情報管理者又は本部主管課長が、アの別紙2を基に、個人情報保護委員会ホームページの入力フォームから行うこと。

なお、速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

オ 本人への通知（個人情報保護法第68条第2項）

(ア) 通知の時間的制限等

報告対象事態が生じた所属の個人情報管理者は、同事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行うこと。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知することを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断すること。

(イ) 通知の内容

報告対象事態が生じた所属の個人情報管理者は、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法（例：文書の郵送や電話による説明等）により、下記事項を通知すること。

a 概要

b 漏えい等が発生し、又は発生するおそれがある保有個人情報の項目

- c 原因
- d 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- e その他参考となる事項

(㉞) 通知の例外

個人情報保護委員会への報告対象となる事態が生じた場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本人への通知義務を負わない。

- a 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

例：保有する個人情報に本人の連絡先が含まれていないなど本人への通知が困難な場合であって、事案の公表を行うなど本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じた場合

- b 当該保有個人情報に個人情報保護法第78条第1項各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれるとき。

例：本人から、漏えい等に係る保有個人情報の開示請求があった場合、捜査に関する情報等に該当し、不開示決定をしなければならない場合

カ 原因調査、再発防止措置の実施等

報告対象事態が生じた所属の個人情報管理者にあつては、同事態を知った時点から、30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は、60日以内）に個人情報保護委員会への報告（確報）が義務付けられていることを踏まえ、別紙2の報告事項に係る事態の概要や発生原因の調査、公表の実施に係る検討、再発防止措置の実施等を行い、別紙2を作成の上、当該所属が警察署の場合は副総括個人情報管理者及び本部主管課長に、本部所属の場合は副総括個人情報管理者に、それぞれ提出し、調査結果等を報告すること。

なお、副総括個人情報管理者への報告及び別紙2の提出にあつては、情報公開室を経由して行うこととし、本部主管課長への報告要領につき、別途指示がある場合は、当該指示によることとする。

キ 総括個人情報管理者等への報告（確報）

カの報告を受けた副総括個人情報管理者又は本部主管課長は、総括個人情報管理者に対し、カの別紙2を活用の上、調査結果等を報告すること。

なお、漏えい等事案の内容に応じ、総括個人情報管理者への報告後、警察本部長への報告を行うこと。

ク 個人情報保護委員会への報告（確報）

個人情報保護委員会への報告（確報）は、報告対象事態を知った時点から30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある場合は、60日以内）の報告期限内に、副総括個人情報管理者又は本部主管課長が、カの別紙2を基に、個人情報保護委員会ホームページの入力フォームから行うこと。

確報においては、別紙の事項全てを報告すること。ただし、報告期限内に、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合は、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完すること。

(2) 番号利用法第29条の4第1項に規定する事態が生じた場合の措置

所属において、番号利用法第29条の4第1項に規定する事態が生じたときの措置については、番号利用法第29条の4及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）の規定を踏まえ、2の(1)に準じて行うこと。

また、各種報告にあつては、任意の様式によることとする。

3 警察庁への報告要領

「保有個人情報又は特定個人情報の漏えい等が発生した場合等の対応について（通達）」（令和5年3月28日付け、警察庁丁総発第31号）に基づく、警察庁長官官房総務課への報告については副総括個人情報管理者が、警察庁主管課への報告については本部主管課長が、それぞれ適宜の方法により行うこと。

4 関係書類の保存

各所属に備え付けるファイル名、保存する公文書及び保存期間は、次表のとおりとする。

ファイル名	保存する公文書	保存期間
保有個人情報等漏えい等関係	保有個人情報漏えい等報告書（別紙2）	1年
	報告書（任意様式）	

主務課係名	総務課情報公開室情報公開係	電話番号	2145
-------	---------------	------	------